

# 民間企業との共同研究・受託研究における知的財産の取扱方針

2026年4月  
北海道科学大学

北海道科学大学（以下「本学」という。）は、民間企業との共同研究契約及び受託研究契約により創出される発明並びに当該発明に基づく知的財産権の取扱いについて、次のとおり基本方針を定めます。

研究成果の活用形態は、技術分野、事業化計画、市場性、権利化の必要性等により大きく異なることから、個別案件ごとに具体的事情を踏まえ、企業と誠実に協議のうえ決定いたします。本方針は、その協議にあたっての基本的な考え方を示すものです。

---

## I. 共同研究の場合

### 1. 成果発明の帰属

共同研究の過程で、本学研究者と企業研究者が実質的に創作等へ関与し発明が成立した場合、当該発明は共同発明として取り扱います。

特許を受ける権利の持分は、発明者主義の原則に基づき、各発明者の技術的貢献の程度を踏まえて決定します。本学研究者に帰属する持分については、学内規程に従い大学が承継することを原則とします。

### 2. 共同発明に関する基本的認識

共同研究により得られる発明は、両者の知見と技術的寄与の融合によって創出されるものです。

特許権は排他的効力を有するため、事業主体である企業は自ら実施することにより経済的利益を直接得ることができます。また、実施に至らない場合であっても、競合他社への抑止効果や技術的優位性の確保といった戦略的価値を有します。

一方、本学は研究機関であり、自ら製造販売等の実施を担う立場にはありません。そのため、共同発明から得られる経済的利益は、実施許諾対価等の形で間接的に確保されることとなります。さらに、共同研究成果は特定企業の事業内容に密接に関連する場合が多く、第三者への展開可能性が限定的となる傾向があります。

このような構造を踏まえ、本学としては、研究者の創作的貢献に見合う適切な対価の確保が必要であると考えております。

大学はいただいた対価を原資として、本学研究者（発明者）に補償金を支払わせていただきます。

### 3. 活用に関する基本方針

#### (1) 出願及び費用負担

権利化の要否については、事業化の見通しと費用対効果を踏まえ、企業の判断を尊重しつつ協議のうえ決定します。

出願費用、審査請求料、特許料その他維持費用については、原則として企業にご負担いただくことを想定しています。

#### (2) 実施許諾

企業による事業化を円滑に進めるため、独占的实施許諾を基本とします。

本学から第三者への実施許諾は、企業の事業計画との整合を踏まえ、原則として行いません。

#### (3) 対価

独占的实施許諾を行う場合には一時金を、実施に応じてロイヤルティを設定します。

また、一定期間実施がなされない場合であっても権利が維持される場合には、その経済的価値に応じた対価について協議させていただきます。

#### (4) 譲渡

企業が単独で権利を保有することを希望する場合には、適正な評価額に基づく有償譲渡について協議に応じます。

---

## II. 受託研究の場合

### 1. 成果発明の帰属

受託研究は、企業からの委託を受け、本学が研究を実施する形態です。研究活動は本学研究者が主体となって行うため、その過程で生じた発明は、本学研究者による職務発明として取り扱われます。

したがって、特許を受ける権利は、原則として本学に帰属します。

これは、研究資金の提供と研究行為そのものとを区別し、創作主体に成果が帰属するという考え方に基づくものです。

### 2. 企業ニーズへの対応

もっとも、企業にとっては、研究費を負担して得られた成果について自社での独占的活用を希望される場合があることも十分理解しております。

本学は、研究成果の創出主体としての立場を維持しつつ、企業の事業戦略や実用化計画を踏まえ、実効性ある活用形態について柔軟に協議いたします。

### 3. 活用形態

#### (1) 実施許諾

委託者に対し、優先的又は独占的な実施許諾を設定することを基本とします。条件については、技術内容及び市場性を踏まえて個別に定めます。

#### (2) 譲渡

企業が単独での権利保有を強く希望する場合には、相当の譲渡対価を前提として、出願前又は出願後の権利譲渡について協議に応じます。

---

本学は、研究者の創造的活動を適切に評価し、その成果を社会実装へと結びつけることを重要な使命としています。企業との連携においても、双方にとって合理的かつ持続可能な知的財産の取扱いを構築してまいります。

以上